

令和2年度第1回四街道市国民健康保険運営協議会

次第

日 時 令和3年1月21日（木）
午後1時30分～

場 所 四街道市役所
障害者支援課2階会議室

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 健康こども部長挨拶

4. 議題

- (1) 令和元年度四街道市国民健康保険特別会計決算について（報告）【資料1】
- (2) 四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例について（報告）【資料2.3】
- (3) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（報告）【資料4.5.6】
- (4) 令和3年度四街道市国民健康保険税率及び四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する
条例（案）について（諮問事項）【資料7】

5. その他

6. 閉 会

国民健康保険特別会計

資料.1-1

【決算】

(千円)

歳入	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	対前年増減額
国保税	2,464,603	2,319,962	2,141,978	2,017,104	1,975,029	△ 42,075
一般被保険者	2,351,834	2,249,606	2,109,138	2,005,861	1,971,690	△ 34,171
退職被保険者	112,769	70,356	32,840	11,243	3,339	△ 7,904
国庫支出金	1,923,868	1,838,710	1,992,966	0	203	203
療養給付費等交付金	298,861	237,351	75,947	2,694	0	△ 2,694
前期高齢者交付金	3,150,615	3,207,437	3,221,053	—	—	—
県支出金	499,919	501,107	517,639	6,284,904	6,180,979	△ 103,925
共同事業交付金	2,298,245	2,276,212	2,305,913	—	—	—
財産収入	0	0	0	0	0	0
繰入金						
一般会計繰入金	480,508	487,094	502,837	472,894	501,849	28,955
保険基盤	341,201	350,522	348,402	348,556	376,422	27,866
職員給与	80,466	86,191	101,421	79,076	72,995	△ 6,081
出産一時	31,264	23,424	26,600	19,816	25,470	5,654
財政安定	27,577	26,957	26,414	25,447	26,962	1,515
その他	0	0	0	0	0	0
基金繰入金	312,540	257,573	280,907	312,466	254,773	△ 57,693
繰越金	20,000	20,000	20,000	20,000	25,700	5,700
諸収入	38,856	36,613	82,540	52,053	38,391	△ 13,662
合計	11,488,015	11,182,059	11,141,780	9,162,115	8,976,924	△ 185,191

(千円)

歳出	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	対前年増減額
総務費	57,376	58,935	56,785	52,885	51,145	△ 1,740
保険給付費	6,857,075	6,532,280	6,523,298	6,173,866	6,119,308	△ 54,558
後期高齢者支援金	1,443,129	1,355,906	1,316,711	—	—	—
前期高齢者納付金	1,005	985	4,832	—	—	—
老人保健拠出金	45	35	22	—	—	—
介護納付金	493,281	463,511	457,228	—	—	—
国民健康保険事業費納付金	—	—	—	2,610,511	2,615,621	5,110
共同事業拠出金	2,271,977	2,315,188	2,226,297	1	1	0
保健事業費	90,635	93,549	99,118	97,555	91,471	△ 6,084
基金積立金	0	0	0	0	0	0
公債費	0	0	0	0	0	0
諸支出金	103,398	46,859	70,699	146,952	10,320	△ 136,632
合計	11,317,920	10,867,248	10,754,991	9,081,770	8,887,866	△ 193,904

(人)

被保険者数推移	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	対前年増減数
区分						
一般被保険者数	24,515	23,256	22,283	21,390	20,469	△ 921
退職被保険者数	727	390	137	26	1	△ 25
合計	25,242	23,646	22,420	21,416	20,470	△ 946

【国保税徴収率推移】

(%)

徴収率	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	対前年増減数
区分						
現年課税分	89.8	89.9	90.3	90.6	89.7	△ 0.9
一般被保険者	89.5	89.7	90.2	90.6	89.7	△ 0.9
退職被保険者	95.8	97.0	97.1	97.1	99.2	2.1
滞納繰越分	18.6	20.0	18.2	18.3	18.4	0.1
一般被保険者	18.5	19.9	18.2	18.3	18.4	0.1
退職被保険者	23.5	24.5	20.3	17.4	19.0	1.6
合計	64.5	65.4	65.4	65.5	66.5	1.0

※数値の端数処理について

各項目数値は単位未満の端数を四捨五入で処理しているため、合計と内訳の数値が一致しない場合があります。

令和元年度 四街道市国民健康保険特別会計決算概要

(単位：千円)

	事業名	区分	事業概要	30年度	元年度	増減額
総務費	一般管理費	継続	国民健康保険事業に係る一般事務費です。 ・日常事務に要する消耗品の購入や旅費等 ・被保険者証、高額療養費通知等の発送 ・レセプト電算処理、被保険者証作成等の委託	27,925	27,815	△ 110
	連合会負担金	継続	国保連合会へ負担金を支出することによつて、国民健康保険事務を円滑に行います。	2,800	2,729	△ 71
	賦課徴税费	継続	国民健康保険税を適正に賦課・徴収するための電算処理事務や各種通知、収納状況等を管理するための電算処理事務及び収納業務を行います。	21,954	20,387	△ 1,567
	運営協議会費	継続	国保事業の運営に関する重要事項を審議するため、医療、被保険者等の代表で組織した国保運営協議会を開催します。	206	214	8
	合 計			52,885	51,145	△ 1,740
	事業名	区分	事業概要	30年度	元年度	増減額
保険給付費	一般被保険者療養給付費	継続	一般被保険者が保険医療機関で診療を受けた際の保険給付割合の額を保険給付費として支出します。 【件数】 平成30年度：363,041件 令和元年度：349,147件	5,347,114	5,300,076	△ 47,038
	退職被保険者等療養給付費	継続	退職被保険者等が保険医療機関で診療を受けた際の保険給付割合の額を保険給付費として支出します。 【件数】 平成30年度：1,527件 令和元年度：233件	26,243	2,397	△ 23,846
	療養給付費 計			5,373,357	5,302,473	△ 70,884
	一般被保険者療養費	継続	一般被保険者が療養に要した費用を一時支払いした際、その費用の保険給付割合の額を療養費として支出します。 【件数】 平成30年度：7,469件 令和元年度：7,354件	48,238	47,300	△ 938
	退職被保険者等療養費	継続	退職被保険者等が療養に要した費用を一時支払いした際、その費用の保険給付割合の額を療養費として支出します。 【件数】 平成30年度：92件 令和元年度：11件	592	85	△ 507
	療養費 計			48,830	47,385	△ 1,445
	審査支払手数料	継続	診療報酬明細書等の審査に要する手数料を支出します。 【件数】 平成30年度：374,537件 令和元年度：358,387件	14,376	13,760	△ 616
	手数料 計			14,376	13,760	△ 616

	事業名	区分	事業概要	30年度	元年度	増減額
保険給付費	一般被保険者高額療養費	継続	一般被保険者の医療費の自己負担額が一定金額を超えた場合、超えた額を高額療養費として支出します。 【件数】 平成30年度：13,557件 令和元年度：13,149件	695,276	710,576	15,300
	退職被保険者等高額療養費	継続	退職被保険者等の医療費の自己負担額が一定金額を超えた場合、超えた額を高額療養費として支出します。 【件数】 平成30年度：80件 令和元年度：3件	5,747	271	△ 5,476
	一般被保険者高額介護合算療養費	継続	一般被保険者の医療費の自己負担額と介護保険の自己負担額が一定金額を超えた場合、超えた額を高額介護合算療養費として支出します。 【件数】 平成30年度：4件 令和元年度：16件	14	642	628
	退職被保険者等高額介護合算療養費	継続	退職被保険者等の医療費の自己負担額と介護保険の自己負担額が一定金額を超えた場合、超えた額を高額介護合算療養費として支出します。 【件数】 平成30年度：0件 令和元年度：0件	0	0	0
	高額療養費等 計			701,037	711,489	10,452
	一般被保険者移送費	継続	一般被保険者が入院・転院などによって移送費を負担した場合、必要と認める額を支給します。 【件数】 平成30年度：1件 令和元年度：2件	62	266	204
	退職被保険者等移送費	継続	退職被保険者等が入院・転院などによって移送費を負担した場合、必要と認める額を支給します。 【件数】 平成30年度：0件 令和元年度：0件	0	0	0
	出産育児一時金	継続	被保険者の出産に対し、出産育児一時金420,000円を支給します。 【件数】 平成30年度：71件 令和元年度：91件	29,804	38,185	8,381
	葬祭費	継続	被保険者の死亡により葬祭を行った者に、葬祭費50,000円を支給します。 【件数】 平成30年度：128件 令和元年度：115件	6,400	5,750	△ 650
	合 計			6,173,866	6,119,308	△ 54,558

	事業名	区分	事業概要	30年度	元年度	増減額
国民健康保険事業 費納付金	国民健康保険事業費納付金	継続	平成30年度からの国民健康保険制度改正により、千葉県が国民健康保険給付費等交付金の交付に要する費用負担するのに要する費用とその他の国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む）を千葉県に納付します。	2,610,511	2,615,621	5,110
	合計			2,610,511	2,615,621	5,110
共同事業拠出金	その他共同事業	継続	退職者医療制度への加入対象者を把握する資料として、年金受給者一覧表の作成費用を支出します。	1	1	0
	合計			1	1	0
	事業名	区分	事業概要	30年度	元年度	増減額
保健事業費	保健事業費一般	継続	医療費の適正化を図るため、パンフレット作成・医療費通知・ジュネリック医薬品差額通知や被保険者の疾病の予防・早期発見・早期治療のため人間ドック助成事業を行います。 【人間ドック利用助成件数】 平成30年度：972件 令和元年度：900件 【後発医薬品利用差額通知書送付件数】 平成30年度：1,802件 令和元年度：1,400件 【糖尿病性腎症重症化予防に係る保健指導実施件数】 令和元年度：5件	28,674	29,307	633
	特定健康診査等事業	継続	40歳以上の国民健康保険の被保険者に対し、メタボリックシンドローム等生活習慣病を中心とした疾病予防を目的とする特定健康診査・保健指導を行います。 【特定健康診査対象者】 平成30年度：15,314人 令和元年度：14,647人 【受診者】 平成30年度：5,584人 令和元年度：4,841人 【受診率】 平成30年度：36.5% 令和元年度：33.1%	68,881	62,164	△ 6,717
	合計			97,555	91,471	△ 6,084
基金積立金	基金積立	継続	国民健康保険財政調整基金から生じる利子を積み立てます。	0	0	0
	合計			0	0	0
公債費	公債費	継続	国民健康保険特別会計の歳計現金の不足が生じた場合に運用する一時借入金利子の償還金です。	0	0	0
	合計			0	0	0

	事業名	区分	事業概要	30年度	元年度	増減額
諸支出金	一般被保険者保険税還付金	継続	過年度に賦課し納付された一般被保険者保険税のうち、過誤納となった保険税を還付します。 【件数】 平成30年度：305件 令和元年度：293件	8,400	8,010	△ 390
	退職被保険者等保険税還付金	継続	過年度に賦課し納付された退職被保険者等保険税のうち、過誤納となった保険税を還付します。 【件数】 平成30年度：1件 令和元年度：3件	42	127	85
	償還金	継続	前年度の国庫支出金等に超過交付額が生じた場合に、その額を返還します。	138,435	2,064	△ 136,371
	一般被保険者還付加算金	継続	過誤納となった一般被保険者保険税を還付する際に還付加算金を支出します。 【件数】 平成30年度：36件 令和元年度：44件	73	113	40
	退職被保険者等還付加算金	継続	過誤納となった退職被保険者等保険税を還付する際に還付加算金を支出します。 【件数】 平成30年度：2件 令和元年度：2件	2	6	4
	延滞金	継続	社会保険診療報酬支払基金等に対し、支払が遅れた場合に支払います。 【件数】 平成30年度：0件 令和元年度：0件	0	0	0
	合 計			146,952	10,320	△ 136,632
	総 計			9,081,770	8,887,866	△ 193,904

四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

新型コロナウイルス感染症に関する国保民健康保険における傷病手当金の支給について

制度概要

四街道市国民健康保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、療養のため労務に服することができなかった期間(一定の要件を満たした場合に限る)、傷病手当金を支給します。

国保制度においては、様々な就業形態の者が加入していることを踏まえ、傷病手当金については、条例を制定して支給することができることとしています。(任意給付)

国内の感染防止の観点から、保険者が傷病手当金を支給する場合に、国が特例的に特別調整交付金により財政支援を行います。

対象者

以下のすべてを満たす方

- (1) 四街道市国民健康保険被保険者
- (2) 勤務先から給与の支給を受けている方
- (3) 新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状によりその疑いがあり、就労できなかった期間がある方
- (4) 上記(3)の就労ができなかった期間について給与等の全額、または一部が支給されていない方

支給額

(直近の継続した3ヶ月間の給与収入の合計額÷就労日数)×2/3×日数

注1:ただし、給与等が一部減額されている場合や休業補償等を受けることができる場合は、支給額が減額されたり、支給されないことがあります。

注2:支給額には上限があります。

適用期間

令和2年1月1日～令和3年3月31日の間で療養のため労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合等は最長1年6ヶ月まで)

支給実績(令和3年1月4日現在)

件数:1件(令和2年6月2日申請受付)

支給額:1,240円

四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

四街道市国民健康保険被保険者の適用除外について

制度概要

老人福祉法の規定による養護老人ホームまたは特別養護老人ホームに入所しているものであって、市長が当該施設の長の意見に基づいて認定したものは被保険者としなすこととする規定を廃止し、新たに、児童福祉施設に入所している児童または小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて民法(明治29年法律第89号)の規定による扶養義務者のないものは、被保険者としなすこととします。

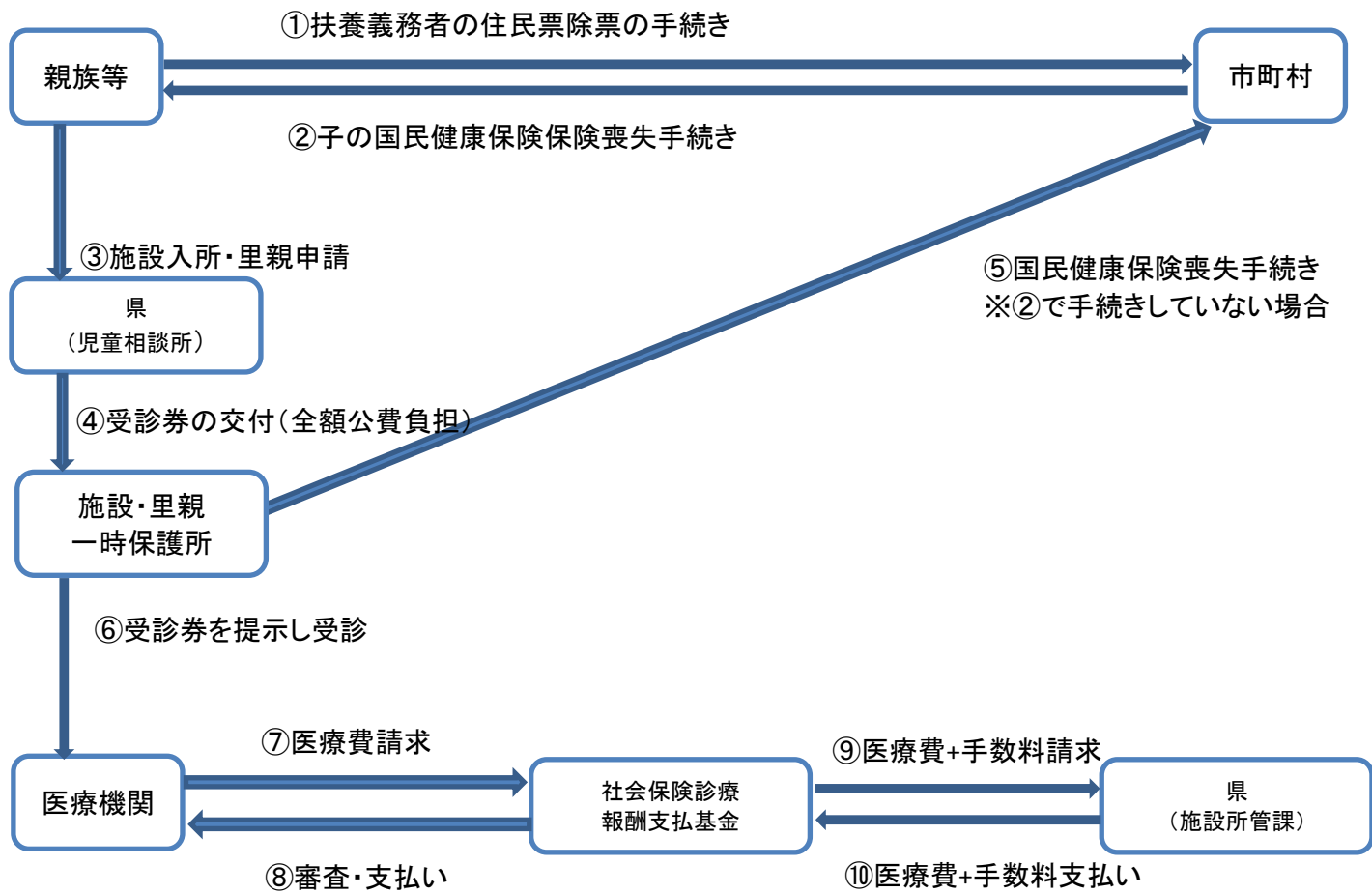
今回の改正は、老人福祉法に関する改正は平成12年3月31日をもって廃止しており、児童福祉法に関する改正は昭和34年6月17日付通知によるものです。

該当者

- ①老人福祉法の規定による養護老人ホームまたは特別養護老人ホームに入所しているものであつて、市長が当該施設の長の意見に基づいて認定したもの
- ②児童福祉施設に入所している児童または小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて民法(明治29年法律第89号)の規定による扶養義務者のないもの

→①、②について、現在四街道市に該当者はいません。

●児童福祉法による措置児童等に係る医療給付等に関する事務フロー図
(例)国保加入中で親と死別した場合



四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

国民健康保険税の減免について

改正前までは納期限前までに減免の申請を行うとしていたが、改正後ではやむを得ない理由がある場合は納期限後においても減免の申請を可能としました。

これは新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した被保険者に対し遡って減免する場合が生じるため、減免申請の提出時期の見直しが必要となったためです。

【新型コロナウイルス保険料減免申請受付数(R2.12.28 現在)】

- ・申請書受付人数:136 件
- ・減免決定件数:129 件
- ・減免決定額(R 元年度分):2,764,600 円(111 件)
- ・減免決定額(R2 年度分):25,572,000 円(129 件)

四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

基礎分及び介護分の課税限度額について

課税限度額

国民健康保険税は、その課税額に上限(課税限度額)を設けています。これは、負担の程度と受益との関係において、被保険者の納付意欲に与える影響などを考慮しており、基礎分、支援分及び介護分のそれぞれについて課税限度額が設けられています。

厚生労働省では、毎年試算を行い、見直しの可否を決定しています。

課税限度額の見直し

今回、厚生労働省による見直しによって、令和2年3月末に地方税法施行令が改正され、基礎分の課税限度額を 現行61万円 → 63万円に、介護分の課税限度額を 現行16万円 → 17万円に引き上げ
全体の上限を99万円とする内容に改正されました。

- | | | |
|----------------------|-------|------|
| ・ 医療保険分課税額 (基礎分) | 課税限度額 | 63万円 |
| ・ 後期高齢者支援金分課税額 (支援分) | 同 | 19万円 |
| ・ 介護保険分課税額 (介護分) | 同 | 17万円 |

四街道市では、これを受け、令和3年度の国民健康保険税について、基礎分及び介護分の課税限度額を地方税法施行令に準じた引き上げ改正を行いました。

四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

軽減判定所得基準について

令和元年末に令和2年度税制改正大綱が閣議決定され、国保税関係も改正となりました。物価上昇等の影響で国保税の軽減対象が縮小しないよう、低所得世帯の軽減の判定所得額を今までよりも更に緩和することと致しました。

① 5割軽減の拡大(国保税条例第21条第2号を改正しました。)

⇒軽減対象となる判定所得額を緩めます。

(R1) 基礎控除額 33万円 + 28万円×被保険者数

(R2) 基礎控除額 33万円 + 28.5万円×被保険者数

例 (R1) 給与所得 117万円 3人世帯
↓
例 (R2) 給与所得 118.5万円 3人世帯

※所得が15,000円増加しても軽減は継続されます。

② 2割軽減の拡大(国保税条例第21条第3号を改正しました。)

⇒軽減対象となる判定所得額を緩めます。

(R1) 基礎控除額 33万円 + 51万円×被保険者数

(R2) 基礎控除額 33万円 + 52万円×被保険者数

例 (R1) 給与所得 186万円 3人世帯
↓
例 (R2) 給与所得 189万円 3人世帯

※所得が30,000円増加しても軽減は継続されます

(単位:千円)

歳入	R1年度 (決算)	R2年度 (決算見込み)	R3年度 (予算)
国民健康保険税	1,975,029	2,026,086	1,984,658
国庫支出金	203	766	1
療養給付費等交付金	0	1	0
県支出金	6,180,979	6,151,578	6,144,633
一般会計繰入金	501,849	501,815	522,219
基金繰入金	254,773	10,967	12,874
繰越金	25,700	6,088	1
諸収入	38,391	39,597	38,085
合計	8,976,924	8,736,898	8,702,471

(単位:千円)

歳出	R1年度 (決算)	R2年度 (決算見込み)	R3年度 (予算)
総務費	51,145	56,608	58,366
保険給付費	6,119,308	6,071,628	6,069,972
国民健康保険事業納付金	2,615,621	2,470,158	2,448,056
医療分(一般)	1,883,811	1,639,602	1,576,415
医療分(退職)	583	2,596	0
支援分(一般)	542,455	628,389	612,893
支援分(退職)	173	1	2,272
介護分	188,599	199,570	256,476
共同事業拠出金	1	5	5
保健事業費	91,471	118,803	111,659
公債費	0	1	1
諸支出金	10,320	16,695	11,412
予備費	0	3,000	3,000
合計	8,887,866	8,736,898	8,702,471

① R2年度は12月末時点予測

② R3年度予算額は査定前の額で、国保税率はR2年度と同率

③ R3年度国民健康保険事業納付金は令和3年1月8日時点の額

国民健康保険事業財政調整基金の状況

(単位：円)

年度	年月日	摘要1	摘要2	積立額	取崩額	差引金額
31	R1.6.1	積立	平成30年度国保会計決算剰余金積立	54,644,293		271,214,231
31	R1.10.3	取崩	国保会計へ繰入(31年度当初予算分)		211,707,000	59,507,231
31	R2.1.24	取崩	国保会計へ繰入(31年度12月補正予算分)		7,415,000	52,092,231
31	R2.3.26	取崩	国保会計へ繰入(31年度3月補正予算分)		35,651,000	16,441,231
31	R2.6.1	積立	令和元年度国保会計決算剰余金積立	81,988,980		98,430,211
2	R2.当初	取崩	国保会計へ繰入(2年度当初予算分)		5,589,000	92,841,211
2	R2.12月補正	取崩	国保会計へ繰入(2年度12月補正予算分)		5,378,000	87,463,211
3	R3.当初	取崩	国保会計へ繰入(3年度当初予算分)	0	12,874,000	74,589,211

四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

R3年度の軽減判定所得基準見直しについて

令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しに伴い、国民健康保険税の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないようにする必要があるので、また、一定の給与等所得者が2人以上いる世帯が国民健康保険税の軽減措置に該当しにくくなることを防ぐため改正をいたします。

① 5割軽減の拡大(国保税条例第21条第2号を改正します)

(R2)基礎控除額 33万円 + 28.5万円×被保険者数

(R3)基礎控除額 43万円 + 28.5万円×被保険者数
+10万円×(給与等所得者数-1)

例(R2)給与所得 118.5万円 3人世帯

例(R3)給与所得 128.5万円 3人世帯(給与等所得者が1人の場合)

給与所得 138.5万円 3人世帯(給与等所得者が2人の場合)

給与所得 148.5万円 3人世帯(給与等所得者が3人の場合)

② 2割軽減の拡大(国保税条例第21条第3号を改正します)

(R2)基礎控除額 33万円 + 52万円×被保険者数

(R3)基礎控除額 43万円 + 52万円×被保険者数
+10万円×(給与等所得者数-1)

例(R2)給与所得 189万円 3人世帯

例(R3)給与所得 199万円 3人世帯(給与等所得者が1人の場合)

給与所得 209万円 3人世帯(給与等所得者が2人の場合)

給与所得 219万円 3人世帯(給与等所得者が3人の場合)



国 第 2 9 7 号
令和3年1月14日

四街道市国民健康保険運営協議会長 様

四街道市長 佐 渡



四街道市国民健康保険運営協議会への諮問事項について（諮問）

四街道市国民健康保険条例施行規則第8条の規定により、下記の事項について諮問します。

記

- 1 令和3年度四街道市国民健康保険税率について
- 2 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について

保険税率改定および軽減判定所得基準案

R2県標準保険料率

所得割率	医療分	7.17%	支援金分	1.89%	介護分	1.87%
均等割額	医療分	16,949円	支援金分	17,408円	介護分	16,185円
平等割額	医療分	19,537円	支援金分	0円	介護分	0円
事業納付金	医療分	1,639,601,117円	支援金分	628,388,584円	介護分	199,569,010円

R3県標準保険料率

所得割率	医療分	7.27%	支援金分	2.02%	介護分	2.31%
均等割額	医療分	17,286円	支援金分	16,180円	介護分	18,756円
平等割額	医療分	19,787円	支援金分	0円	介護分	0円
事業納付金	医療分	1,576,414,264円	支援金分	612,892,961円	介護分	256,475,439円

R3保険税率諮問案

		R2		R3		R2		R3				
・百円未満切り上げ												
所得割率	医療分	7.17%	→	7.17%	支援金分	1.89%	→	1.89%	介護分	1.87%	→	1.87%
均等割額	医療分	17,000円	→	17,000円	支援金分	17,500円	→	17,500円	介護分	16,200円	→	16,200円
平等割額	医療分	19,600円	→	19,600円	支援金分	0円			介護分	0円		

軽減判定所得基準見直し案(諮問案)

	現行	改正案
7割軽減基準額	基礎控除額 33万円	基礎控除額 43万円 +10万円×(給与等所得者数-1)
5割軽減基準額	基礎控除額 33万円 +28.5万円×被保険者数	基礎控除額 43万円+28.5万円×被保険者数 +10万円×(給与等所得者数-1)
2割軽減基準額	基礎控除額 33万円 +52万円×被保険者数	基礎控除額 43万円+52万円×被保険者数 +10万円×(給与等所得者数-1)

(案)

四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

四街道市国民健康保険税条例（昭和39年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第21条第1号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超えるものに限る）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に、第2号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じてえた金額を加算した金額）」に、第3号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じてえた金額を加算した金額）」に改める。

附則第3項中、「（昭和40年法律第33号）」を削り、「総所得金額」を「総所得金額及び山林所得金額」に、「とする。）」を「とする。）」及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の四街道市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

四街道市国民健康保険税条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>○四街道市国民健康保険税条例 (国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超えるものに限る)をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上</u></p>	<p>○四街道市国民健康保険税条例 (国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者</p>

の者にあつては当該公的年金等の収入額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じてえた金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じてえた金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

附 則

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

附 則

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4

控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第21条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第21条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の四街道市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。